

特集

第六十一回日本保育学会から

保育士養成校卒業生の就労意欲

（職業選択肢としての家庭的保育）

尾木まり

家庭的保育者の資格要件

家庭的保育は、家庭的保育者の居宅で、主として三歳未満の少人数の子どもを対象に行われる保育です。地方自治体の単独事業として長い歴史をもち、

家庭的保育の特長の一つは常に同じ保育者が保育を行なうことになりますが、保育者の居宅で行われる家庭的保育の質を確保し維持するためには、この保育が保育士によって行われることが基本であると考えられます。

特に乳児保育の需要の高い都市部で低年齢児保育を担つてきました。児童福祉法改正（二〇〇八年）により二〇一〇年から児童福祉法に位置づけられた保育事業として施行されます。

しかし、一部の地方自治体では保育士を募集しても応募がないため、家庭的保育者の資格要件を幼稚園教諭免許や教員免許に、または研修受講を課して子育て経験者にまで拡大してきたという経緯があり

ます。

一方で、二〇〇〇年に国が創設した家庭的保育事業では資格要件を保育士と看護師に限定したため、資格要件を拡大してきた地方自治体が国庫補助事業を導入しにくいという事態がおきました。

このような背景を踏まえ、本研究は「家庭的保育のあり方に関する調査研究」（日本子ども家庭総合研究所）の一環として、保育士資格保有者（以下、保育士）が家庭的保育の潜在的保育者となる可能性を探ることを目的として行つたものです。

研究の方法

社団法人全国保育士養成協議会の協力を得て、保育士養成校の卒業生（卒後十年以上）を対象に、郵送法による質問紙調査を実施しました。送付数は養成校7校1490件、有効回収数459件（有効回収率30・8%）でした。

家庭的保育への関心と職業選択肢

調査対象者は卒後二十年以上が多く（65%）、四十歳代以上が70%を占めました。また、ほとんどが保育士資格と幼稚園教諭免許を併有し、保育所（44%）または幼稚園（34%）での勤務経験がありました。現在も保育職に就く人は約64%、保育所勤務の人は34%でした。また現在就労していない人（104人）のうち三分の一は資格を生かした職に就くことを希望していました。

家庭的保育の認知度は、「聞いたことはあった」、「あまりよく知らない」が約60%と高いとはいえないが、約65%は「もつとよく」「もう少し知りたい」と関心を示しました。

また、質問紙に家庭的保育の概要を示し、家庭的保育を行なううえで必要な環境について尋ねたところ、「国や自治体による支援」、「医師や保健師などの

関係機関との連携」（いすれも82%）が高い割合で

選択され、次いで「一定の収入の確保」、「家庭的保育者同士のネットワーク」などが選択されました。

さらに、「家庭的保育はあなたの職業の選択肢になるか」に対しては、「なるかもしない」（50%）、「かなりなる」を合わせて55%が職業選択肢となりうると考えていることがわかりました。

家庭的保育の必要条件

家庭的保育を実施する地方自治体は約八十か所（二〇〇八年度）であり、首都圏に多いなど地域的な偏りがあるため、全体的な認知度は低かったのですが、保育士養成校の卒業生の過半数が、家庭的保育が職業選択肢になり得るとする結果は、注目に値します。今後は、養成校の乳児保育などの教科目で家庭的保育が取り上げられる機会も増え、認知度や職業選択肢とする割合も上がるのではないか、と考

えられます。

一方、調査対象者がその必要性を指摘する支援体制や関係機関連携は、従来の家庭的保育では充分に整備されてこなかった部分です。調査対象者は施設型保育の経験者を含んでおり、また保育の基礎的知識をもつからこそ、安心して保育をするための必要条件として、支援体制や関係機関連携を挙げたのではないかと考えられます。つまり、家庭的保育に保育士のなり手が少なかつた要因は、従来の家庭的保育にはこれらが欠如していることを、保育士が見抜いていたためではないかとも推察できます。

居宅で行う保育は施設型保育とは異なる困難が伴います。施設長としての役割から用務まで、さまざまな役割を一人でこなす能力と、とつさの判断力が求められます。保育所のような豊かな経験をもつ多職種のいる職場で行われるオンザジョブトレーニング（現職研修）も期待できません。保護者への対応



はもとより、健康管理やストレスマネジメントも自分自身で行わなければなりません。今回の法定化に伴い、ようやく家庭的保育の支援体制整備が市町村の責任として位置づけられ、保育所との連携などもその一環として進められ始めています。

現在、国は待機児童問題を早急に解消すべき課題としており、家庭的保育はその解決策の一つとされています。そのため家庭的保育者を短期間に増やすことを目的に、児童福祉法改正（二〇〇八年）で保育士資格を保有しない場合も、認定研修により家庭的保育者となる道を開きました。しかし、性急に家庭的保育者を増やすことに着眼するのではなく、まずは、支援体制や労働環境を充実させたうえで、保育士が「これならやれる」と思えるような家庭的保育とすることが、保育の質を確保しつつ、量を増やす近道であることが本研究の結果から示唆されています。

（子どもの領域研究所所長）